

令和 2 年（2020 年）4 月 13 日

学校長 様

教育長

市立学校における臨時休業の実施について（通知）

令和 2 年度における教育活動については、令和 2 年 3 月 30 日付け札教保第 336 号に基づき、新型コロナウイルス感染症の対策を行いながら実施していただいているところです。

本日、第 3 回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、市長から札幌市内における新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、札幌市立の学校において臨時休業の措置を実施するよう要請がありました。

要請の趣旨を踏まえ、教育委員会において、あらためて検討した結果、臨時休業の措置を実施する必要があると判断いたしました。

つきましては、下記のとおり札幌市立のすべての小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を休校とすることといたしますのでお知らせいたします。

なお、臨時休業期間中に分散登校等を実施する場合は、別途通知いたします。

記

1 臨時休業の期間

令和 2 年 4 月 14 日（火）から 5 月 6 日（水）まで臨時休業とする。

2 臨時休業の実施に伴う学習等の対応について

別紙のとおり。

3 その他

上記 1 にかかわらず、新琴似緑小学校においては臨時休業期間を 5 月 6 日（水）まで延長する。